

アメリカ ビジネスガイド

2018年3月



三井住友銀行

グローバル・アドバイザリー部

Global Advisory
Department

LEAD THE VALUE

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できるとされるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客様の参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客様及びお客様担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

1. 基本情報	2
2. 概要	
2.1 世界最大のマーケット	3
2.2 世界最大の消費市場	4
2.3 整備された投資環境	5
(参考) 日本企業の進出状況	6
(参考) 主要な統計指標	7
3. 進出手続き	
3.1 会社設立形態	8
3.2 会社設立の流れ	9
(参考) デラウェア州での会社設立	10
4. 税制	
4.1 概要	11
4.2 州別税率の違い	12
(参考) 各州の主要税率	13
(参考) 税制改革について	14
4.3 国際課税	15
(参考) 統括拠点を設置する際の留意点	16
5. 労働事情	17

1. 基本情報

国名	アメリカ合衆国 (United States of America)
面積	962.8万平方キロメートル (世界第3位、日本の約25倍)
人口	3.2億人(2016年)
名目GDP	19.4兆米ドル(2016年)
一人当たりGDP	60,625米ドル(2016年)
首都	ワシントンD.C.
言語	主として英語
宗教	信教の自由を憲法で保障、 主にキリスト教
政体	大統領制、連邦制 (50州他)
元首	ドナルド・トランプ(Donald J. Trump) (2017年1月20日就任)
議会	上院 100議席、任期6年 (2年毎に約3分の1ずつ改選) 下院 435議席、任期2年 (2年毎に全員改選)

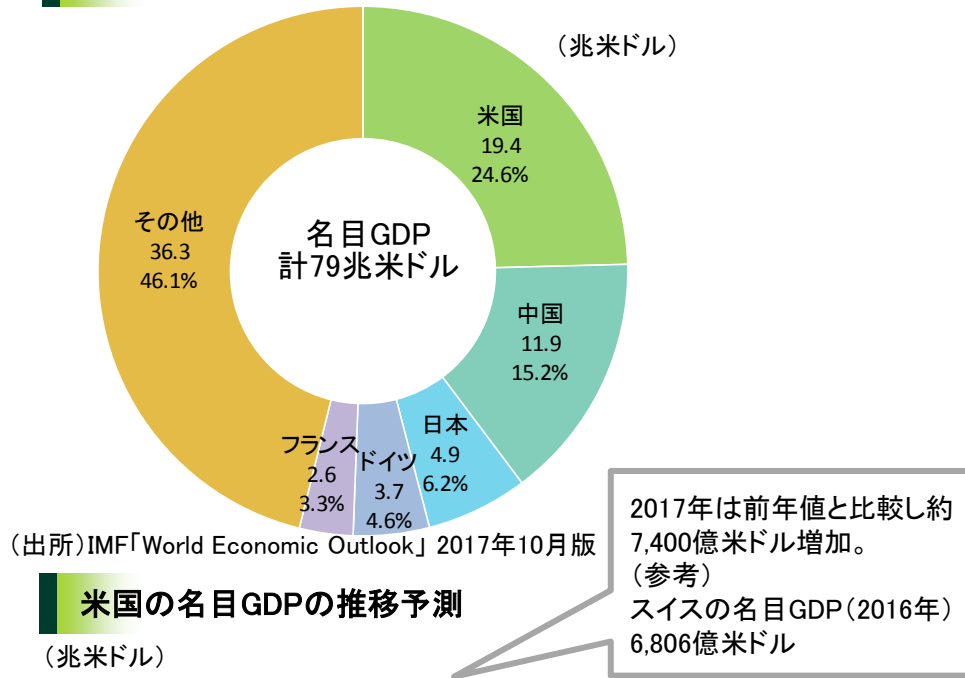


(出所) 外務省ウェブサイト、IMF「World Economic Outlook」2017年4月版、世界銀行ウェブサイト、CEIC

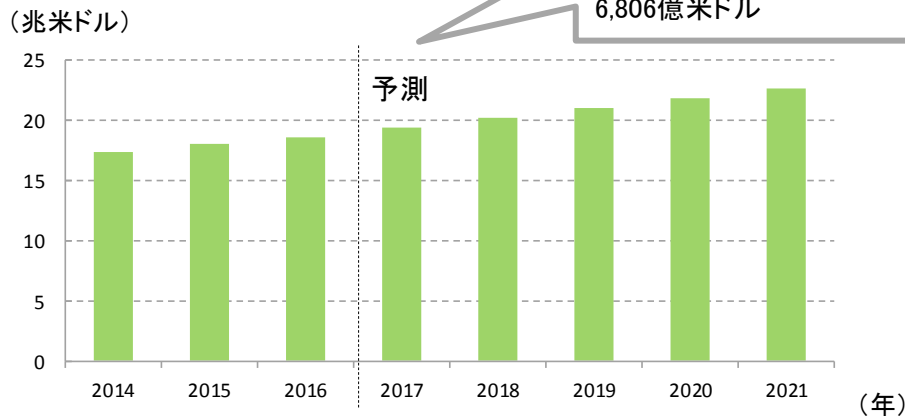
2.1 概要「世界最大のマーケット」

- ◆ 世界の名目GDPを国別にみると、米国の占める割合が最も高い。2017年は前年値と比較し約4%（約7,400億米ドル）増加。
- ◆ 主要な州のGDPは一国のGDPに匹敵。

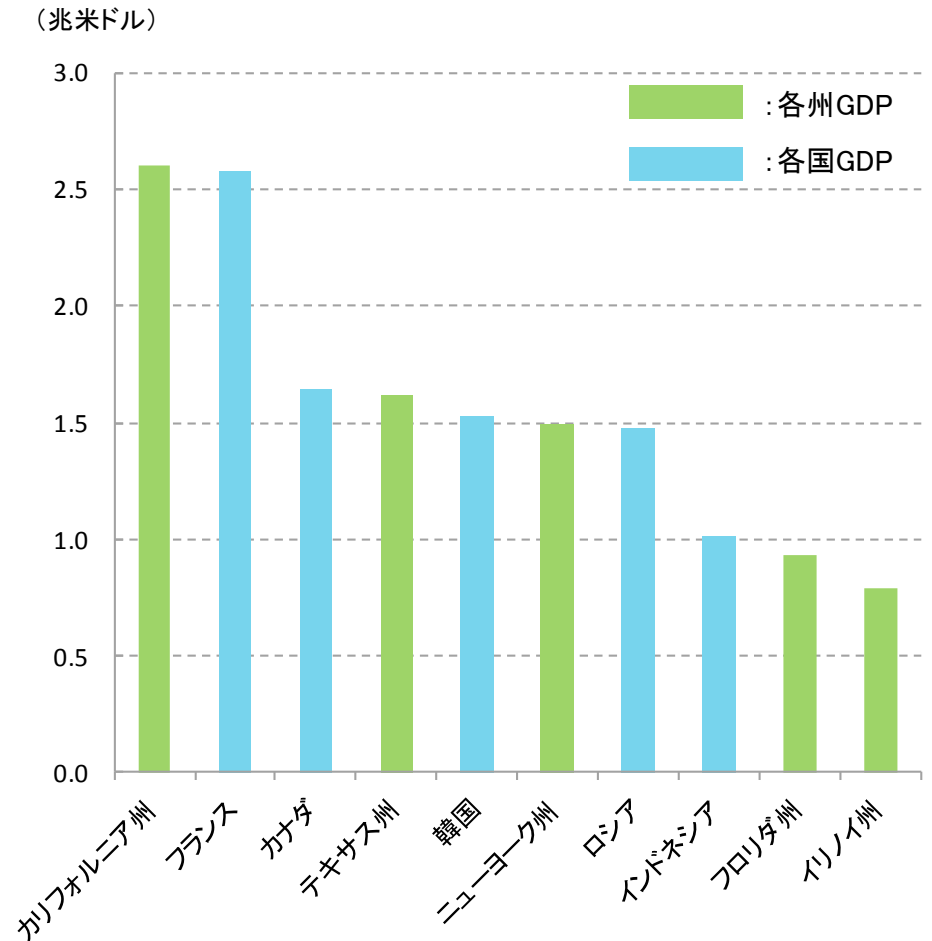
世界の名目GDPの内訳(2016年)



米国の名目GDPの推移予測



州別GDP上位5州と各国GDPの比較(2016年)



2.2 概要「世界最大の消費市場」

- ◆ 人口は世界第3位、移民の流入等により先進国ながら5年ごとに約4%人口が増加する見込み。
- ◆ 可処分所得10万米ドル以上の家計人口は2016年時点で約1億3千万人、2021年時点で約1億6千万人に増加する予測。

各国人口ランキング(2016年)

順位	国名	総数 (億人)
1	中国	13.83
2	インド	13.00
3	米国	3.23
4	インドネシア	2.59
5	ブラジル	2.06
⋮		
10	日本	1.27

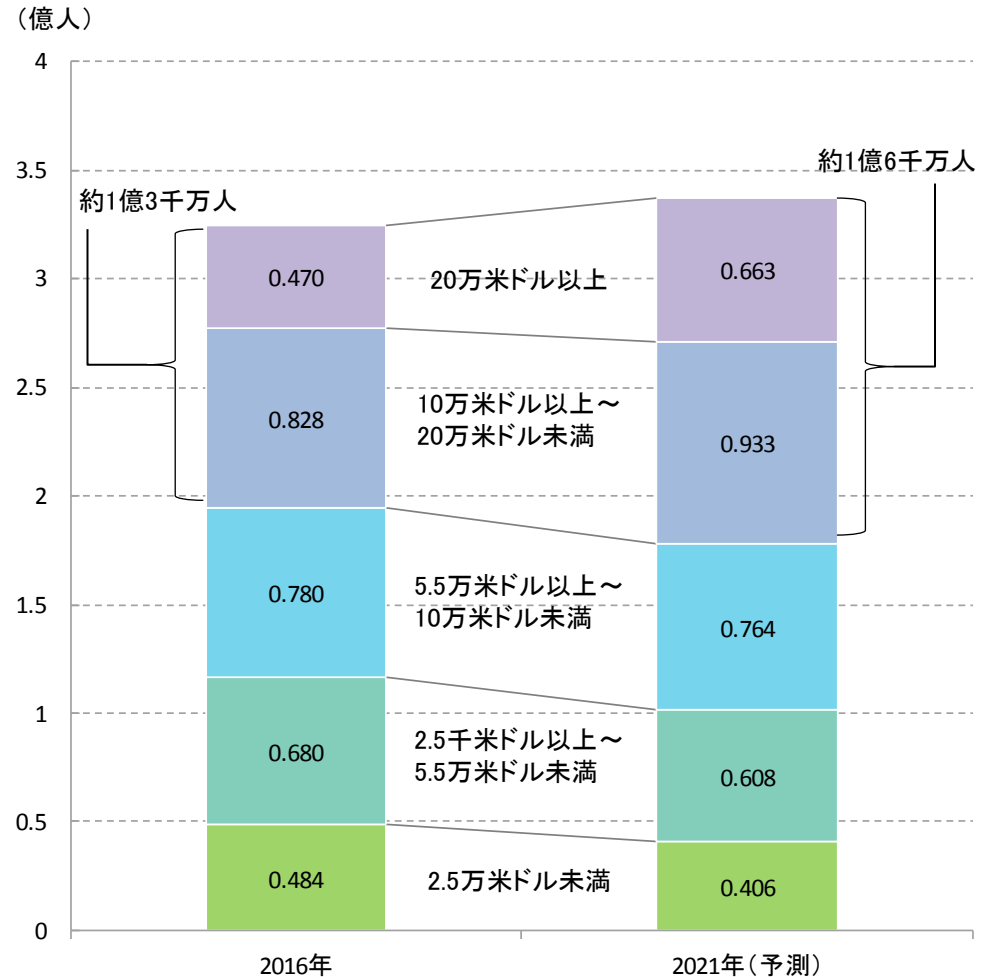
(出所) IMF「World Economic Outlook」2017年10月版

米国の人口の推移



(出所) IMF「World Economic Outlook」2017年10月版

可処分所得別家計人口(注)の推移



(出所) Euromonitor International 2017

(注) 世帯可処分所得別の家計人口を各所得層の家計比率×人口で算出。

2.3 概要「整備された投資環境」

- ◆ 世界の主要国の中でも、ビジネスのし易さランキングは継続的に上位、ビジネス法整備も充実。
- ◆ 他の先進国と比べエネルギー関連のコストは安価である。

“Doing Business” ランキング(注)(2017年)

国名	順位
米国	6
英国	7
ドイツ	20
日本	34
ロシア	35
メキシコ	49
トルコ	60
ベトナム	68
インドネシア	72
中国	78
南アフリカ	82
インド	100
フィリピン	113
アルゼンチン	117
ブラジル	125
ナイジェリア	145
パキスタン	147
バングラディシュ	177

下記10項目の総合評価により
順位を決定

【評価項目】	(米国)	(日本)
①事業設立	49位	106位
②建設許可取得	36位	50位
③電力事情	49位	17位
④不動産登記	37位	52位
⑤資金調達	2位	77位
⑥投資家保護	42位	62位
⑦納税	36位	68位
⑧貿易	36位	51位
⑨契約執行	16位	51位
⑩破綻処理	3位	1位

※190カ国中。

(出所)世界銀行「Doing Business 2018」

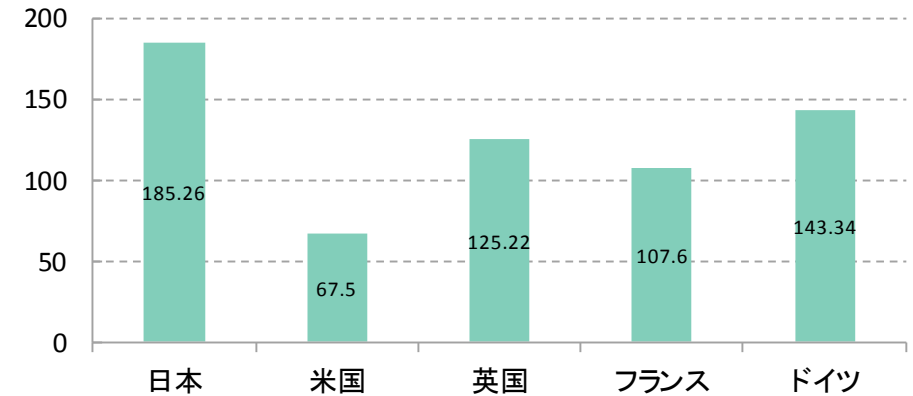
(注)ランキングは以下何れかの条件に該当する国を抜粋。

人口1億人以上、GDP上位5カ国、BRICs、VISTA

産業用電気・ガス料金の国際比較

産業用電気料金(2016年)

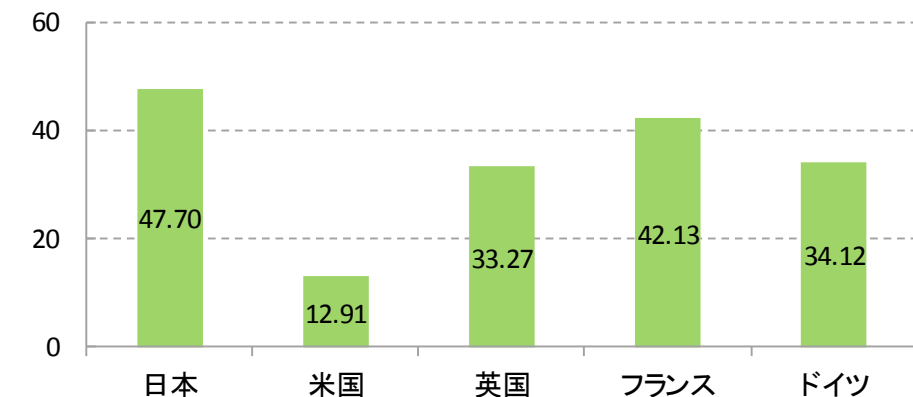
(米ドル/MWh)



(出所)IEA「Electricity information 2017」

産業用ガス料金(2015年)

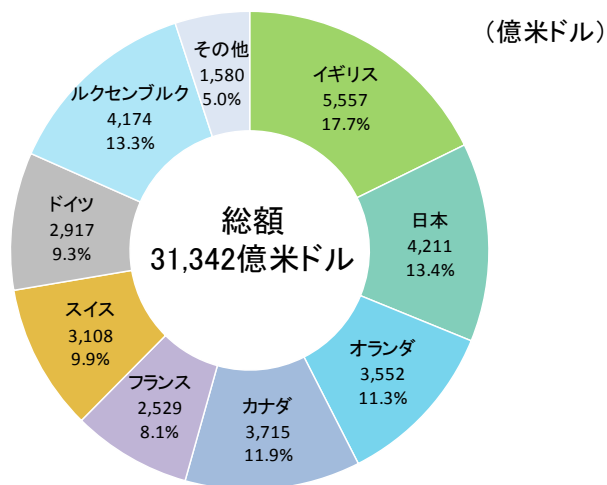
(米ドル/MWh)



(出所)IEA「Natural Gas information 2017」

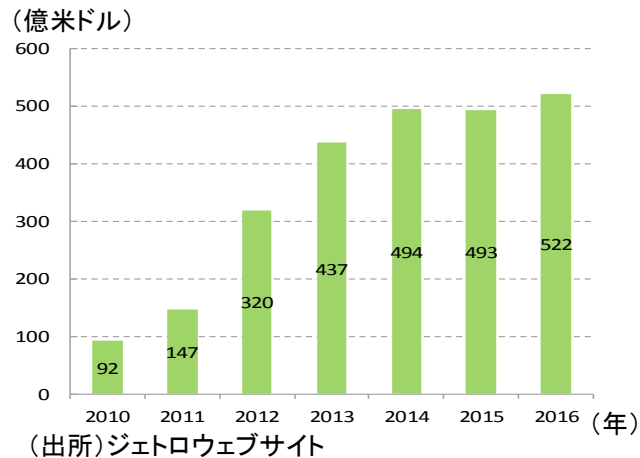
- ◆ 日本からの直接投資は近年増加傾向。累積投資額は英国に次いで第二位。
- ◆ 日系製造業の総雇用者数は40万600人(2015年)と国別最大。

対内直接投資額(残高、2016年末)

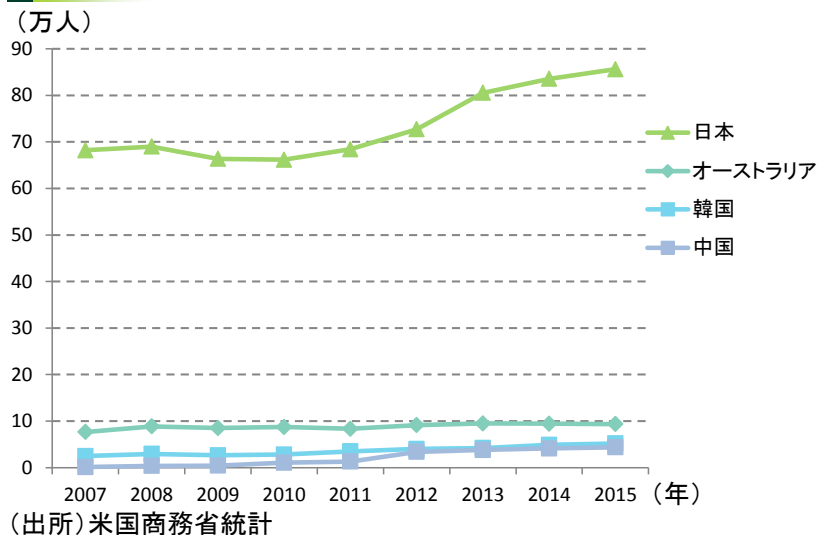


(出所)ジェトロウェブサイト

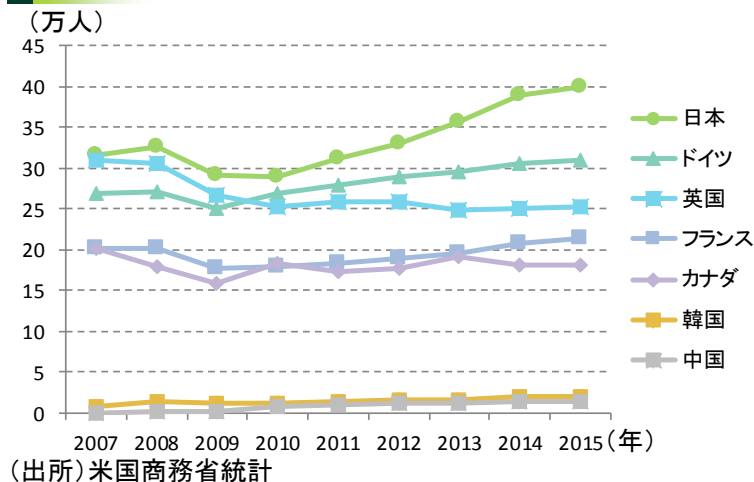
日本から米国への対外直接投資額(フロー)



米国における外資企業雇用者数(アジア大洋州諸国)



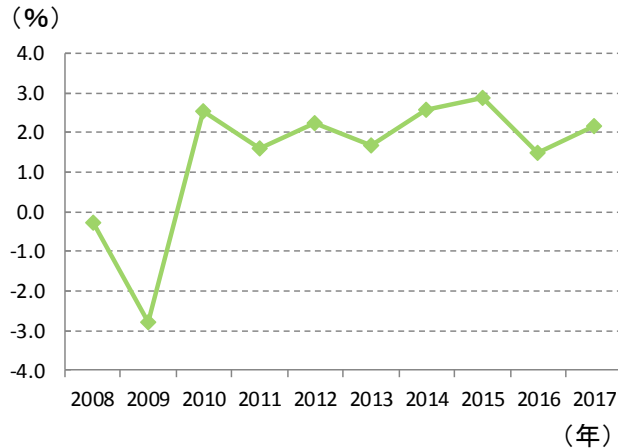
米国における外資企業雇用者数(製造業)



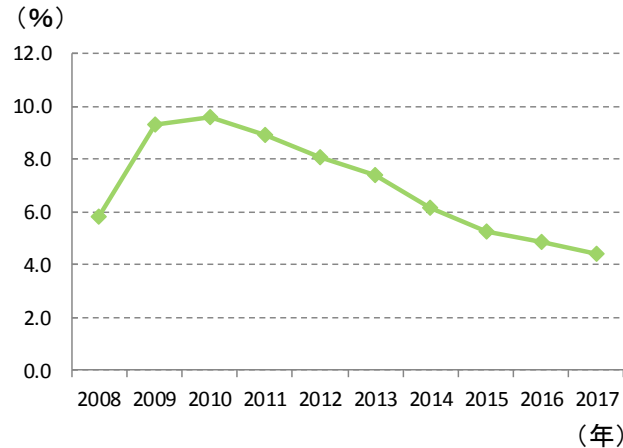
(参考) 主要な統計指標

◆ 主要な統計指標で見ると、米国経済は着実に成長中。

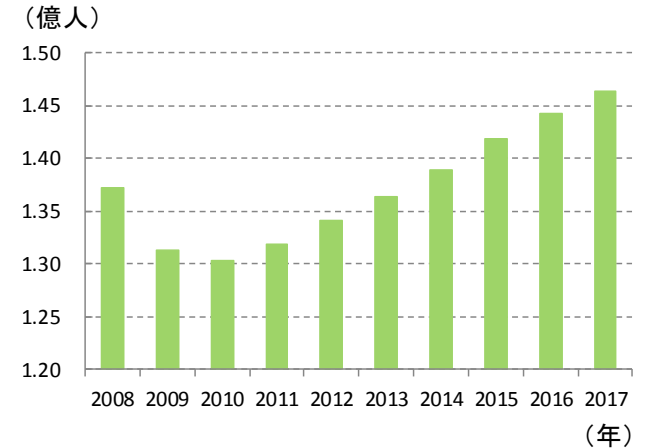
実質GDP成長率



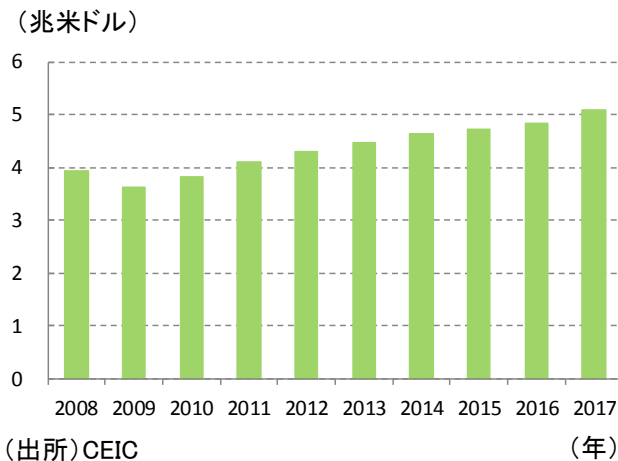
失業率



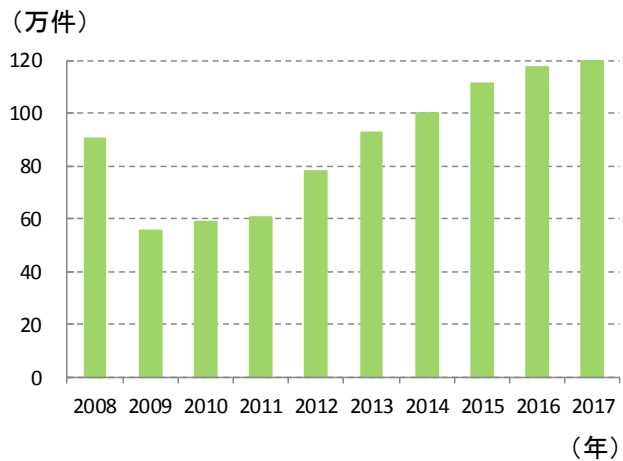
非農業部門雇用者数



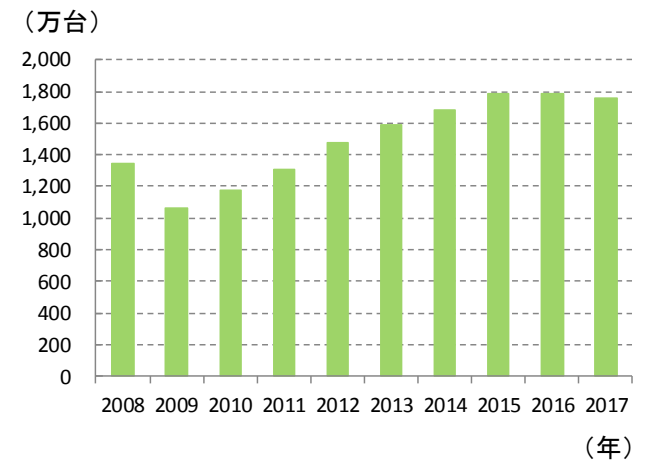
小売売上高



住宅着工件数



自動車販売台数



(出所) CEIC

(年)

(年)

(年)

(注) 実質GDP成長率、失業率の2017年の値は予測値を掲載。

3.1 進出手続き「会社設立形態」

◆ 法人設立は州法に基づくが、州ごとに制度の違いは少なく、日系企業は株式会社を選ぶのが一般的。

進出に当たって選択できる形態とその特徴

法人区分		定義・概要	税務面での特徴	メリット	デメリット
法人	株式会社 (Corporation)	<ul style="list-style-type: none"> 株主は1名以上 株主の責任は有限 	<ul style="list-style-type: none"> 法人課税される(注1) 	<ul style="list-style-type: none"> 会社の所有と経営が分離されている 出資者である株主は、基本的には株式を自由に譲渡できる 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法の厳格な適用を受けるため手続きの負担が大きい
	有限責任会社 (LLC: Limited Liability Company)	<ul style="list-style-type: none"> 出資者は1名以上 出資メンバーの責任は有限 	<ul style="list-style-type: none"> 法人課税されない(パススルー課税)か、法人課税されるかを選択することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 契約によって比較的自由に運営方法を決められる 出資者が直接会社の運営を行うことも可能 	<ul style="list-style-type: none"> 出資者は持分を自由に譲渡できない パススルー課税を選択した場合には、日本の親会社が米国の税務調査の対象となってしまう →「米国統括会社」を活用可能
非法人	共同事業体	<ul style="list-style-type: none"> 一般パートナーシップと有限パートナーシップの2種類がある(注2) 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦および州の課税対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の損失をパートナー個人の所得と相殺できる 二重課税を防ぐことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 日本法人が直接米国のパートナーシップに投資を行った場合、パートナーシップからの持分損益に応じて税務申告書を提出する義務がある
	支店	<ul style="list-style-type: none"> 本店が州外法人として営業登録 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦および州の課税対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的簡便に米国進出を開始することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の親会社とは別個の法人格を有さないことから、親会社が米国の税務調査や訴訟の対象となる 駐在員事務所は事業活動を行うことができず、活動が情報収集等に限定される
	駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 設立時の登録なし 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦法人税の対象からは除外される 州の租税法の対象となるか否かは要確認 		

(出所)ジェトロウェブサイト

(注1)税務申告上は、法人課税されるC Corporationと法人課税されないS Corporationというステータスに分かれるが、設立要件の規定により、日本企業の子会社として、S Corporationを選択することはできない。

(注2)一般パートナーシップでは全ての社員が無限責任を負い、有限パートナーシップは無限責任を負う社員と有限責任を負う有限社員とで構成される。

3.2 進出手続き「会社設立の流れ」

- ◆ 米国では会社法は州法であり、各州によって管理。書類の提出等の手続きは州政府に対して行う。
- ◆ 州によって若干の違いがあるものの、基本的には簡潔で定型的な手続きとなっている。

会社設立手続き(注1)(株式会社の場合)

手順	内容
(1) 設立前の準備	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社名称の決定 ● 発起人の選択 ● 定款の作成・登録 ● 定款は、①会社の名称、②会社の目的、③所在地、④登録代理人の住所、⑤会社が発行する権限、を有する株式数等が絶対記載事項となる
(2) 会社の設立	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常は定款が州に受理された日が、会社設立日となる(注2)
(3) 設立総会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 発起人が設立総会を開催し、取締役を選任。取締役や株主は、非居住者でも可能 ● 設立総会は、発起人による書面での決議によって簡略化されることが一般的
(4) 第1回取締役会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役が第1回取締役会を開催。取締役会は、書面による決議によって簡略化されることが一般的であり、海外で実施することも可能 ● 役員を選任、会社規則の採択、株式の発行と発行額の承認、設立費用支払いの承認等
(5) 諸手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 連邦および州の納税者番号、失業者保険番号、必要なライセンス等の取得 ● 他州での営業登録。営業登録にかかる時間は州によって異なるが、通常2~3週間。ニューヨーク州では3~7日、デラウェア州では2~3週間だが、追加料金を支払えば24時間サービスや当日サービスの利用も可 ● 銀行口座の開設

(出所) ジェトロウェブサイト、ニューヨーク州政府、デラウェア州政府を基に作成

(注1) これらの手続きは、当該州に登録された弁護士に依頼するケースが多い。

(注2) ニューヨーク州では3~7日、デラウェア州では3~5日かかるが、急ぐ場合には追加料金を支払えば24時間サービスや当日サービスの利用も可。

法人設立要件の規制

項目	規制内容
出資比率	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種規制、国家安全保障にかかわる規制によって外資の出資比率が制限される場合がある ● 資本金の100%を外国の法人・個人が所有してもよい

資本規制

項目	規制内容
資本金規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社設立時の資本金規制はない ● 形式的には、資本金ゼロでも登記が可能ではあるが、駐在員の就業ビザの取得が必要な場合、相応の資本金があることが望ましい

(参考) デラウェア州での会社設立

- ◆ 従来、デラウェア州は経営者にとって有利な会社法が存在することなどから、米国への進出企業の多くが、最初にデラウェア州で会社を設立し、他の州で実質的な事業を行った。
- ◆ 近年は、デラウェア州と他州の差は小さく、実質的な拠点州へ直接進出することも多い。

デラウェア州で会社を設立するメリット・デメリット

要素	メリット	デメリット
(1) 会社法	<p><経営の自由度が高い></p> <ul style="list-style-type: none"> ● デラウェア州の会社法が経営者に多くの裁量(自己株式の取得や配当の要件等)を与える等自由度が高く、経営面で有利な面が多い 	<p><手続きが多くなる></p> <ul style="list-style-type: none"> ● デラウェア州で会社設立をした後、拠点州においても事業登録の手続きが必要となり、手続きが多くなる ● 州によっては当該州においても年次報告書の提出が義務づけられており2州での提出が必要 ● 会社を閉鎖する場合も、両州で手続きが必要
(2) 税制	<p><州内で事業を行わなければ申告等は免除></p> <ul style="list-style-type: none"> ● デラウェア州内で設立しても、デラウェア州内で事業を行わない企業は、州法人税の申告や支払いを免除される 	<p><一部の場合は両州にて税金納付の必要あり></p> <ul style="list-style-type: none"> ● デラウェア州以外で事業を営んでいるデラウェア州法人であっても、授權資本に応じてデラウェア州のフランチャイズ税を支払う必要がある。その場合、両州において税金の支払いが必要となる
(3) 訴訟等	<p><州会社法の解釈方針が豊富で対処が比較的容易></p> <ul style="list-style-type: none"> ● デラウェア州の会社法は、長年の判例法の蓄積により解釈方針が与えられており、裁判になった場合の対処が比較的容易である 	<p><準拠する法が変わる可能性あり></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他州での事業実施割合が高い場合、訴訟の際に裁判所が用いる準拠法は他州の会社法が適応され、デラウェア州の会社法の恩恵が受けられない可能性がある ● 設立州であるデラウェア州の裁判所で訴えられた場合、デラウェア州の裁判所で応訴しなければならなくなる可能性がある

(出所) ジェトロウェブサイトを基に作成

4.1 税制「概要」

- ◆ 連邦政府、州政府、地方自治体に課税権があり、各州、各自治体によって税制度に違いあり。
- ◆ 2018年1月より、法人税率が21%になる等抜本的な税制の改正が行われた。

法人税概要 法人税 = 連邦税 + 州税 + 市等の税

種類	税率	特記事項
連邦 法人税	21%	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国内で設立された内国法人(連邦法および州法の下、設立された法人)および米国にて事業を行う米国外で設立された外国法人が対象 ● 昨年度末の税制改正前までは、一般的に外国の子会社の利益に対しては、米国親会社への配当、株式売却、清算を行うまで課税されなかったが、改正により外国子会社の留保利益相当額についての一括課税、および外国子会社配当益金不算入制度が新設されている ● 但し引続き多くの例外が存在し、配当の有無にかかわらず外国子会社が所得を稼得した年度に米国で課税され得る
州	州によって異なる	<ul style="list-style-type: none"> ● 州の法人税率は州ごとに異なり、高い税率を設定している州や地方自治体もあれば、テキサス州やネバダ州、ワシントン州のように州法人所得税の存在しない州もある ● ただし、州法人所得税が存在しない、または税率が極端に低い州では、売上税や固定資産税、あるいはその両方が高い場合が多い。
市等	自治体によって異なる	<ul style="list-style-type: none"> ● 市等の法人税は自治体によって異なり、課さない場合もある

その他法人に係る税の例

種類	税率	特記事項
売上税	0%~10%程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 売上税は、商品・サービスが売買される際、購入者が支払うものであり、販売者はその売上税を徴収 ● 売上税は州の所管であり、税率も州によって異なる ● 売上税がないデラウェア州では、代わりにGross Receipt Taxがある
フランチャイズ税	州によって異なる	<ul style="list-style-type: none"> ● 州内で設立された企業が法人登録維持のために支払う税。事業免許税とも呼ばれる(法人税を、フランチャイズ税と呼ぶ州も存在)
社会保険負担 (雇用主負担)	8.25% (内訳: 社会保障税6.20%+医療保険1.45%+連邦雇用保険6.00%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用主の社会保険負担として、社会保障(ソーシャル・セキュリティ)税、高齢者向け医療保険(メディケア)税を負担する ● 連邦に対し、雇用保険を負担する(左記税率は、州に対しても雇用保険を支払う場合)

(出所) EY各種資料、Federation of Tax Administratorsウェブサイト、ジェトロウェブサイト

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいようお願いいたします。

4.2 税制「州別税率の違い」

◆ 州によって税の種類や、課税方法が異なる。

米国における州ごとの主要な税率の違い

州	法人税(%)			売上税(%)		社会保険負担(%) (雇用主負担)		個人所得税(%)		
	連邦	州	市等	州	市等	連邦	州(雇用保険)	連邦	州	市等
①ニューヨーク州		6.50 (注1)		4.00			0.70~8.10		4.00~8.82	
②デラウェア州		8.70 (注2)		なし (注3)			0.30~8.20		0.00~6.60	
③テキサス州		なし (注4)		6.25			0.59~8.21		なし	
④カリフォルニア州	21.00	8.84	地区に よって 異なる	7.25	地区に よって 異なる	8.25~13.65 (内訳: 社会保障 税6.20+医療保 険1.45+連邦雇 用保険6.00)	1.50~6.20	10.00 ~ 37.00 (注5)	1.00~12.30	地区に よって 異なる
⑤イリノイ州		7.75		6.25			0.55~7.35		4.95	
⑥ネバダ州		なし		6.85			0.25~5.40		なし	
⑦フロリダ州		5.50		6.00			0.10~5.40		なし	

(出所) Federation of Tax Administratorsウェブサイト、各州政府ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

(注1) ニューヨーク市及び近郊の事業者は、メトロポリタン交通網特別税として、州法人税の28.3%を納税する必要あり。

(注2) デラウェア州で設立した会社で、州内で事業を行っていない場合、法人税(所得税)の対象とはならないが、別途フランチャイズ税を支払う必要がある。税額は75米ドル~18万米ドル。

(注3) デラウェア州では、売上税がない代わりに、Gross Receipt Taxを売り手側が納める必要がある。税率は、事業の種類によって異なる。

(注4) 法人税がない代わりに、フランチャイズ税が課税される。基本税率は0.75%だが、小売・卸業を主な事業とする場合は0.375%。

(注5) 上記以外に所得ごとに固定の金額が課される。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいようお願いいたします。

(参考)各州の主要税率

地域ごとの税率の違い(試算)(注1)

単位:%

州	法人 所得税	売上税
アラバマ州 (Alabama)	6.500	4.000
アラスカ州 (Alaska)	0~9.400	—
アリゾナ州 (Arizona)	4.900	5.600
アーカンソー州 (Arkansas)	1.000~ 6.500	6.500
カリフォルニア (California)	8.840	7.250
コロラド州 (Colorado)	4.630	2.900
コネチカット (Connecticut)	7.500 (注2)	6.350
デラウェア州 (Delaware)	8.700	—
フロリダ州 (Florida)	5.500	6.000
ジョージア州 (Georgia)	6.000	4.000
ハワイ州 (Hawaii)	4.400~ 6.400	4.000
アイダホ州 (Idaho)	7.400	6.000
イリノイ州 (Illinois)	9.500	6.250
インディアナ州 (Indiana)	6.000	7.000
アイオワ州 (Iowa)	6.000~ 12.000	6.000
カンザス州 (Kansas)	4.000 (注3)	6.500
ケンタッキー州 (Kentucky)	4.000~ 6.000	6.000
ルイジアナ州 (Louisiana)	4.000~ 8.000	5.000

州	法人 所得税	売上税
メイン州 (Maine)	3.500~ 8.930	5.500
メリーランド州 (Maryland)	8.250	6.000
マサチューセッツ州 (Massachusetts)	8.000	6.250
ミシガン州 (Michigan)	6.000	6.000
ミネソタ州 (Minnesota)	9.800	6.875
ミシシッピ (Mississippi)	3.000~ 5.000	7.000
ミズーリ州 (Missouri)	6.250	4.225
モンタナ州 (Montana)	6.750	—
ネブラスカ州 (Nebraska)	5.580~ 7.810	5.500
ネバダ州 (Nevada)	—	6.850
ニューハンプシャー州 (New Hampshire)	8.200	—
ニュージャージー州 (New Jersey)	9.000	6.625
ニューメキシコ州 (New Mexico)	4.800~ 5.900	5.125
ニューヨーク州 (New York)	6.500	4.000
ノースカロライナ州 (North Carolina)	3.000	4.750
ノースダコタ州 (North Dakota)	1.410~ 4.310	5.000

州	法人 所得税	売上税
オハイオ州 (Ohio)	—	5.750
オクラホマ州 (Oklahoma)	6.000	4.500
オレゴン州 (Oregon)	6.600~ 7.600	—
ペンシルベニア州 (Pennsylvania)	9.990	6.000
ロードアイランド州 (Rhode Island)	7.000	7.000
サウスカロライナ州 (South Carolina)	5.000	6.000
サウスダコタ州 (South Dakota)	—	4.500
テネシー州 (Tennessee)	6.500	7.000
テキサス州 (Texas)	—	6.250
ユタ州 (Utah)	5.000	5.950
バーモント州 (Vermont)	6.000~ 8.500	6.000
バージニア州 (Virginia)	6.000	5.300 (注4)
ワシントン州 (Washington)	—	6.500
ウェストバージニア州 (West Virginia)	6.500	6.000
ウィスコンシン州 (Wisconsin)	7.900	5.000
ワイオミング州 (Wyoming)	—	4.000
コロンビア特別区州 (District of Columbia)	8.250	5.750

(出所) Federation of Tax Administratorsウェブサイト、各州政府ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

(注1) 課税対象所得額等により税率が異なる場合がある。

(注2、3) コネチカット州とカンザス州については、付加税が課されている。付加税を含めるとコネチカット州は8.25%、カンザス州は7.00%である。

(注4) バージニア州の自治体によって、州全域で課税される1%の税金を含む。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願いいたします。

◆ 2018年1月より、法人税率が21%になる等抜本的な税制の改正が行われた。

税制改革概要

- 法人税率の恒久的な大幅引下げに加えて、国際課税の分野では海外配当益金不算入制度(テリトリアル課税)、海外留保所得にかかる強制みなし配当課税、および、税源浸食防止規定(BEAT課税等)の導入、事業課税の分野では支払利子の損金算入制限、固定資産の即時償却、および、AMTの撤廃(法人のみ)、個人所得税に関しても時限立法ながら税率の引き下げやパススルー所得に対する減税といった幅広い分野での改正項目が含まれている。

主な改正点

項目	改正前	改正後
法人税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 15%~35%の累進税率 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年から一律21%(3月決算の場合、2018年3月期は新旧の税率の加重平均により適用税率を算定)
設備投資	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備投資費用は減価償却 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2017年9月28日以降2022年12月31日までに取得・使用開始された特定の有形固定資産の一括償却を認める(2023年以降は2027年まで徐々に恩典減額)
優遇税制	<ul style="list-style-type: none"> ● R&D税額控除、国内生産活動控除(199条)等 ● 石油業界等、業界特有の優遇税制あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● R&D税額控除は継続 ● 国内生産活動控除を2018年から廃止 ● 勤労機会税額控除(WOTC)を継続 ● 一部優遇税制を撤廃・縮小
繰越欠損金の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年間の繰り戻し還付、20年間の繰越控除が認められた 	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税所得の80%までに制限 ● 無期限に繰越が可能
海外配当益金不算入制度(テリトリアル課税)	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国子会社からの配当が原則免税となる ● 対象となる国外子会社は米国法人が直接及び間接的に10%以上保有する外国子会社(10%外国子会社)であり、配当権利落ち前後およそ2年間のうち最低1年間継続保有することが条件
支払利息損金算入	<ul style="list-style-type: none"> ● アーニング・ストリップング・ルール税制に基づき、超過利子額または非適格利子のうち、いずれか少ない金額が損金不算入 	<ul style="list-style-type: none"> ● アーニング・ストリップング・ルールは撤廃され、今回の税法改正による「調整後課税所得」の30%を超えるネット支払利息の損金算入制限が新たに規定。直近過去3年間の平均総収入額が250万米ドルを超えない小規模事業者、不動産事業者等は適用除外。控除制限を受けた利子は無期限に繰越可能。

(出所) EY各種資料、ジェトロウェブサイト、U.S. House of Representative, U.S. Senate

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願いいたします。

4.3 税制「国際課税」

- ◆ 日本と米国との間では租税条約が締結されており、二重課税が防止される。
- ◆ 移転価格税制については事前確認制度あり。

租税条約

米国・日本間の二国間租税条約(日米租税条約)の締結により、二重課税を回避している。

源泉税率表 (一般税率 30%)

種類	源泉税率	特記事項
配当	0%	持株割合50%超の法人
	5%	持株割合10%以上50%以下の法人
	10%	上記以外の法人
利子	0%	金融機関等受取利子
	10%	上記以外の場合
ロイヤルティ	0%	—

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017」、財務省ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

国際的租税回避行動に対する対応

種類	移転価格税制	過少資本税制								
概要	<ul style="list-style-type: none"> 独立企業間原則に基づいて更正することができる。 移転価格規則に定められたベスト・メソッド・ルールにより、事実と状況に基づいて最適な移転価格算定方法が決定される。 租税条約締結の相手国との間の協議により、二重課税を排除することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> いかなる状況が過少資本であるかについて確立された規則はなく、事実関係と状況テストによって判断される。 過少資本とみなされた場合には、関連者からの資金の貸付は出資とみなされ支払利子の損金算入が否認される。 支払利息損金算入制限については、P.15ご参照 								
イメージ	<p>この取引(関連者取引)が対象 <100\$の製品を販売した場合></p> <table border="1"> <tr> <td>日本親会社</td> <td>売上 100</td> <td>原価 80</td> <td>利益 20</td> </tr> <tr> <td>米国現地法人</td> <td>売上 105</td> <td>原価 100</td> <td>利益 5</td> </tr> </table> <p>日本の設定販売価格によって法人の利益を調整可能となってしまう →ルールに基づいて設定する必要あり</p>	日本親会社	売上 100	原価 80	利益 20	米国現地法人	売上 105	原価 100	利益 5	<p>日本親会社 (資産) と 米国現地法人 (負債、純資産) の関係を示す図。貸出、利息(損金算入)、出資のフローが示されています。</p>
日本親会社	売上 100	原価 80	利益 20							
米国現地法人	売上 105	原価 100	利益 5							

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願いいたします。

(参考) 統括拠点を設置する際の留意点

- ◆ 連結納税を選択できるのは、共通の米国親会社を通じて80%以上の株式保有関係でつながる企業。
- ◆ 2018年1月の税制改正により、第三国から米国を通じて日本に配当を実施しても、米国で追加の税コストが発生することはなくなった。

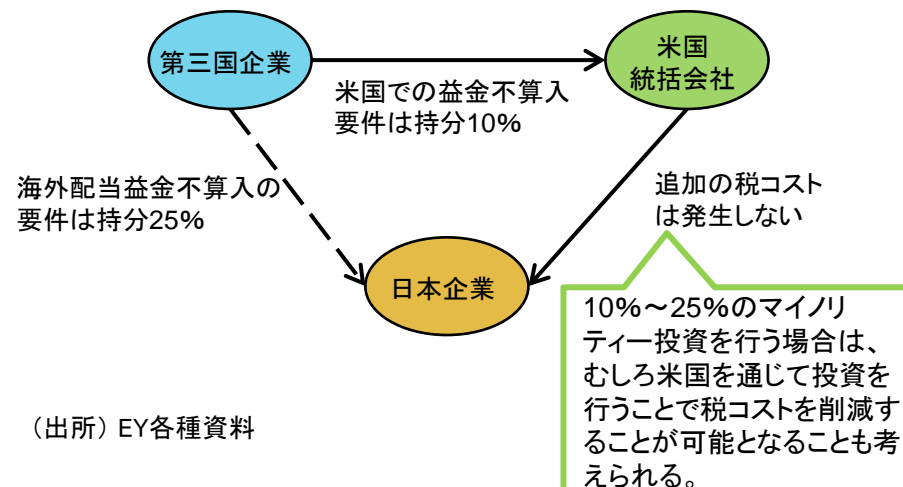
米国内の連結納税制度(注)

項目	内容
連結法人税の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国内にグループ企業が複数ある場合、一定の要件を満たせば、グループ全体での連結納税を選択することが可能
要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 統括会社が、少なくともグループ子会社群のうちの1社の株式を直接80%以上保有していること ● 各子会社は、統括拠点又はグループ内のその他の会社から合計80%以上の株式を直接保有されていること ● 子会社の形態としてLLCを採用する企業が多い
連結納税のメリットと留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ内のある子会社の損失は他の子会社の利益と相殺することが可能。ただし、グループ傘下に入る前の損失については、相殺不可 ● 連結納税は一度選択すると、以後継続しなければならない

(注) 連結納税グループの構成員としては株式会社(C Corporation)およびLLCのみ認められる。

配当金に対する課税

- 従来税務上の観点から、日本企業が米国以外の第三国の法人に出資する場合、米国を通じて投資するよりも日本から直接投資する方が有利であると一般的に考えられてきた。
- 2018年1月の税制改正により、米国が海外配当益金不算入制度(テリトリアル課税)に移行したことで、第三国から米国を通じて日本に配当を実施しても、米国で追加の税コストが発生することはなくなった。
- また、日本における海外配当益金不算入の要件が持分25%であること、米国での益金不算入要件が持分10%であることを考慮すると、10%~25%のマイノリティー投資を行う場合は、むしろ米国を通じて投資を行うことで税コストを削減することが可能となることも考えられる。



(出所) EY各種資料

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願いいたします。

5. 労働事情

- ◆ 賃金の水準は、職種および都市によって異なる。
- ◆ 差別の禁止や契約書における雇用期間の明記など、雇用関連の遵守事項を確認する必要がある。

都市別賃金水準(2016年12月～2017年1月)

職種 (賃金:ドル/月)	アト ラ ン タ	サンフ ラ ン シ ス コ	シカ ゴ	ニュー ヨ ーク	ヒュ ース ト ン	ロサン ゼ ルス
製造業 ワーカー (一般工職)	2,728	3,505	2,980	3,144	3,460	2,802
エンジニア (中堅技術者)	6,535	8,382	6,708	7,093	8,616	8,031
中間管理職 (課長クラス)	10,013	12,093	9,625	12,801	11,241	10,367
非製造業 スタッフ (営業職)	3,442	4,319	3,713	4,298	3,744	3,382
マネージャー (課長クラス)	11,252	14,834	10,188	15,118	13,533	12,238
店舗スタッフ (アパレル)	2,053	2,617	2,667	2,283	2,188	2,368
店舗スタッフ (飲食)	1,598	2,486	1,832	2,342	1,836	2,298

労働・雇用関連

<現地人の雇用>

- 外国企業が現地人を雇用する義務はない。

<雇用上の差別の禁止>

- 1964年公民権法(第7編)は雇用機会均等法として最も重要で、包括的な法律であり人種、宗教、性、肌の色または出身国を理由に雇用上の差別をすることを一切禁じている。

<雇用契約>

- Employment at Will:「随意的雇用の原則」や「任意雇用関係」などと訳され、自由意志に基づき雇用関係が続いているとの概念による(Willは、雇用主側と被雇用者側両方の「意思」)。よって、正当な理由があれば、雇用主側も自由に解雇でき、被雇用者側も自由に離職できる、との考えが根底にある。
- 雇用契約を結ぶ場合は、雇用期間を明記するのが一般的であり、雇用主はその期間中の雇用を保証することになる。

<労使関係>

- 労働組合の結成、団体交渉などについて、連邦法(全国労働関係法)により、規定している。

日系企業が使用する主な就業ビザ

ビザの種類	概要
E-1/E-2ビザ	● E-1ビザは、貿易に従事する日本法人の在米支店、あるいは50%以上を日本側が有する米国子会社の駐在員が発給対象。E-2ビザは、日本法人による相当額かつ実質的な事業投資(運用上最低10万米ドル以上、米国法人の株式の50%超保有)を要件とする。
L-1ビザ	● 日本法人の米国支店、駐在員事務所や関係会社、親会社、子会社へ派遣される駐在員が発給対象。
H-1Bビザ	● 専門的な技能・知識を有する個人が発給対象。

(出所)ジェトロウェブサイト

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませよう願いたします。

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。
